## 平成 29 年度岡山市市民協働推進モデル事業中間評価表

実施団体	NPO 法人岡山家族支援センターみらい	
協働部署	こども福祉課	
記入日	平成 29 年 8 月 16 日	

## 1. 事業の目標と達成状況

目標	目標に対する現在の状況	今後の対応
面会交流と養育費に関する夫婦協議のきっかけを提 供するパンフレットの作成・配布	団体によるパンフレットの案が完成した。	・今後、案をたたき台として 10 月末まで担当課との 協議を進めていく。 ・平成 29 年 12 月末までにパンフレットを完成させ る予定。
以下の①~③(岡山市職員)を対象とした面会交流 への理解促進のための勉強会の開催。 ①離婚届の受け渡し窓口となる区役所職員 ②ひとり親家庭や子育て支援の相談員 ③その他の市役所職員	7月24日、市内福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員からの希望と担当課の調整により、勉強会が実現した。6つの福祉事務所に配置されている8名全員の参加のもと、「みらい」に所属する元裁判官が講師となって面会交流の事例紹介を行い、相談者の悩みや面会交流に対しての具体的なイメージを持ってもらうことができた。	・パンフレット完成のタイミングと合わせて①③の職員のほか、「公民館職員・地域担当職員」「さんかく岡山」「こども総合相談所」に対して勉強会(または説明)への参加を呼びかける。 ・子どもの権利、親の権利に深く関わるテーマなので研修内容を精査した後に人権推進課へ人権研修としての導入を提案する。
無料相談会の開催:各回5組以上の参加	・第1回目となる無料相談会を10月29日(日)にきらめきプラザにて開催する。10~15組に対応できる体制で臨む。 ・第2回目の相談会は平成30年1月に開催予定。	・「市民のひろばおかやま」に行事案内を掲載する。 ・岡山市の無料相談会が8月24日から開始される。 1回の相談につき1時間であり、相談員が広島FPIC となるため、継続的な支援が必要な場合は団体(みらい)につなぐことが想定される。 ・無料相談会と市の相談会の結果(利用者の属性、相談内容、利用しやすい日時・環境、求められる支援など)を整理・共有して、次年度以降の相談会などの企画検討に活用する。 ・相談者が必要とされる情報と支援機関の関係性を整理して、パンフレットに反映する。

## 2. 協働の基本原則に基づくチェックリスト

協働の原則	チェック(できたものに☑)	指標(※指標の番号が大きくなるほど協働が進んでいる状態を表します。)
	Ø	① 実施団体と協働部署がそれぞれの役割を明文化している
	$\square$	② 実施団体と協働部署がそれぞれの役割を果たしている。
相互理解の原則	$\square$	③ 実施団体のミッションを理解している (協働部署が回答)。
		④ 岡山市(協働部署)の方針や計画を理解している(実施団体が回答)。
	abla	⑤ 実施団体と協働部署のそれぞれの強みが発揮され、弱みが補われている。
	$\square$	① 実施団体と協働部署が事業のスケジュールを把握している。
	$\square$	② 実施団体と協働部署の双方の合意によって事業目標が決定されている。
目的共有の原則	abla	③ 実施団体と協働部署が事業の経過における成果・課題を共有している。
	abla	④ 実施団体と協働部署が理想とする社会状況を共有している。
	otal	⑤ 実施団体と協働部署が理想とする社会状況と現状とのギャップを整理・共有している。
	$\square$	① 双方の合意によって役割分担が図られている。
	abla	② 実施団体の意思・意見が尊重されている (実施団体が回答)。
対等の原則	abla	③ 協働部署の意思・意見が尊重されている(協働部署が回答)。
	abla	④ 実施団体のみに役割や責任が集中していない (実施団体が回答)。
	Ø	⑤ 協働部署のみに役割や責任が集中していない (協働部署が回答)。
	$\square$	① 実施団体と協働部署が積極的に意思表示をしている。
自主性及び自立性尊重・	abla	② 事業またはその他の意思決定において実施団体に不当に干渉されていない (協働部署が回答)。
の原則	$\square$	③ 事業またはその他の意思決定において協働部署に不当に干渉されていない (実施団体が回答)。
V <i>J)</i> 示 只「	abla	④ 事業またはその他の意思決定において実施団体に依存されていない (協働部署が回答)。
	otan	⑤ 事業またはその他の意思決定において協働部署に依存されていない (実施団体が回答)。
		① 実施団体と協働部署間で事業の進捗状況や予算の執行状況が随時共有されている。
	Ø	② 議事録やイベントごとの報告書が作成され、実施団体と協働部署で共有されている。
公開の原則		③ 必要に応じて実施団体と協働部署以外の第三者の助言を仰いでいる。
		④ 事業の案内が実施団体のウェブサイト等で随時発信されている。
		⑤ 事業の結果が実施団体のウェブサイト等で随時発信されている。